



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード：7238、東証第一部)
問合せ先 経理部長代行 荘原 健
(TEL. 048-560-1501)

平成 28 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 4 日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議し、本日提出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

平成 28 年 3 月期第 2 四半期報告書

2. 延長前の提出期限

平成 27 年 11 月 16 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 27 年 12 月 16 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 27 年 11 月 4 日付け「当社における売上認識に関わる不適切会計の可能性および、平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算発表延期に関するお知らせ」にありますとおり、当社の平成 27 年 9 月度売上高において、自動車のアフター・サービス・パーツ販売を手がける補修品営業部門での代理店向け販売の一部の取引において、当社規定の出荷基準（当社から商品が発送された時点で売上計上する基準）に合っていないものが計上されており、当該期間において、2 億 1 千万円の過大な売上認識となっていることが判明し、その計上について取り消し処理を行いました。しかしながら、本件以外についての事実確認はできておらず、調査委員会を設置し、同様の会計処理の有無を調査することとしております。

調査委員会による調査・検証には 1 ヶ月程度の時間を要する見込みであり、監査法人の追加的レビュー手続きも必要となることから、四半期レビュー報告書の受領は、平成 28 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限である平成 27 年 11 月 16 日には間に合わない見通しとなったことから、提出期限延長に関する承認申請を行うものであります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以 上